



## ALSA Japan 会則

### 第1編 総則

#### 第1章 名称・理念・目的・手段

第1条～第4条

#### 第2章 会員

第5条～第6条

### 第2編 組織

#### 第1章 総則

第7条・第8条

#### 第2章 National Board

##### 第1節 National Board

第9条～第22条

##### 第2節 Secretary

第23条

##### 第3節 チーム

第24条・第25条

##### 第4節 部

第26条～第28条

#### 第3章 Local Chapter

第29条～第37条

#### 第4章 準 Local Chapter

第38条～第41条

#### 第5章 委員会

第42条

### 第3編 議決機関

#### 第1章 National Council Meeting

##### 第1節 総則

第43条～第51条

##### 第2節 National Board Member の選出方法

第52条～第62条

#### 第2章 National Board Meeting

第63条～第67条

### 第4編 雑則

第68条～第71条

2018 年度 I 期

## 第 1 編 総則

### 第 1 章 名称・理念・目的・手段

#### 第 1 条[名称]

当団体の名称は、**The Asian Law Students' Association Japan**(略称：ALSA Japan、日本語訳：アジア法学生協会ジャパン)とする。

#### 第 2 条[理念]

当団体は、地域的協調に基づく平和で公平な社会の実現をその理念とする。

#### 第 3 条[目的]

当団体は、以下に掲げる内容をその目的とする。

- ①法学生の地域的・国際的信頼の醸成と協調の枠組みの構築
- ②法文化の多様性の認識と法の普遍性の探求

#### 第 4 条[手段]

当団体は、以下に掲げる内容を、前 2 条に掲げた理念及び目的達成のための手段とする。

- ①アジア及び世界の法学生・実務家・学識者との交流対話
- ②法的思考能力の探求と人間性・国際性・社会性・学際性の追求

## 第 2 章 会員

### 第 5 条[入会資格]

当団体の入会資格は、法を学ぶ、または法に関心のある学生がこれを有する。

### 第 6 条 [入会及び退会]

1. 入会は、**Local Chapter** 又は準 **Local Chapter** に入会金を納入することによって認められる。ただし、所属する大学に **Local Chapter** 及び準 **Local Chapter** が存在しない場合は、**National Board** 財務統括に納入することによっても認められる。
2. 退会は、所属する **Local Chapter** 又は準 **Local Chapter** への届け出によって認められる。ただし、**Local Chapter** 又は準 **Local Chapter** に所属しない者は、**National Board** 事務総長への届け出によって認められる。
3. 会費を滞納している者は、会費を一期分納入するまでその会員資格が停止される。会員資格が停止されている間は、会員として扱われない。
4. 会員である個人が、当団体内において政治、宗教、営利を主たる目的とする活動等、本会則に著しく反する行為をし、その資格喪失が **National Council Meeting** において出席 **Local Chapter** の 3 分の 2 以上の賛成を得た場合、その会員は会員資格を喪失する。

## 第 2 編 組織

### 第 1 章 総則

#### 第 7 条[機構]

当団体は、**The Asian Law Students' Association** (略称：ALSA) の一加盟国であり、**National Board** 並びに **Local Chapter** 及び準 **Local Chapter** をもって組織される。

#### 第 8 条[主な活動]

当団体の主な活動は以下のものとする。

- ①**Forum**(フォーラム)
- ②**Study Trip**(研修旅行)
- ③**Traineeship**(実務研修)
- ④**Academic Activity**(学術活動)

## 第 2 章 National Board

### 第 1 節 National Board

#### 第 9 条[National Board]

1. National Board は、次条以下に掲げる委員によって構成される。
2. National Board と Local Board の役職を兼任することはできない。
3. National Board 代表が欠けた場合には副代表が代表職を兼任するものとする。

#### 第 10 条[National Board 代表]

National Board 代表は当団体の総責任者であり、その主な職務は以下のものとする。

- ① 当団体の全体統括
- ② 海外渉外
- ③ National Board Meeting 主催
- ④ ALSA International Board 代表との調整
- ⑤ Ex-ALSA 関連業務統括

#### 第 11 条[National Board 副代表外務担当]

National Board 副代表外務担当の主な職務は以下のものとする。

- ① 海外提携団体主催企画統括
- ② 海外団体との連絡
- ③ 国内他団体との連絡

#### 第 12 条[National Board 事務総長]

National Board 事務総長は当団体の事務を統括し、その主な職務は以下のものとする。

- ① 全体企画統括
- ② National Council Meeting 統括
- ③ National Board Meeting 統括
- ④ ALSA International Board 事務総長との調整
- ⑤ 物品・データベース管理
- ⑥ 会報発行
- ⑦ 名簿管理

#### 第 13 条[National Board 財務統括]

National Board 財務統括の主な職務は以下のものとする。

- ① National Chapter 会計業務統括
- ② Local Board 会計統括
- ③ 年度予算及び決算作成
- ④ 会計拠出基準策定
- ⑤ ALSA International Board 財務統括との調整

#### 第 14 条[National Board 広報担当]

National Board 広報担当の主な職務は以下のものとする。

- ① 対外的宣伝活動統括
- ② 新会員勧誘活動統括
- ③ ALSA Japan Official Website 管理
- ④ 後援獲得活動統括
- ⑤ ALSA International Board 広報担当との調整

#### 第 15 条[National Board 学術活動担当]

National Board 学術活動担当の主な職務は以下のものとする。

- ① National Chapter Academic Activity 統括

- ②Local Board 学術活動担当統括
- ③ALSA International Board 学術担当との調整

#### 第 16 条[National Board 実務研修担当]

National Board 実務研修担当の主な職務は以下のものとする。

- ①実務研修受入先の開拓、及び、受入先との調整
- ②派遣者開拓、及び、派遣者調整
- ③実務研修報告書管理
- ④実務家と当団体会員との交流促進

#### 第 17 条[National Board の選解任及び任期]

- 1.National Board は、第 II 期に行われる National Council Meeting において役職ごとに選挙される。ただし、欠員が生じた場合、第 I 期に行われる National Council Meeting において補欠選挙を行う。
- 2.National Board の任期は、第 70 条に掲げる年度に準ずる。

#### 第 18 条[National Board の義務]

- 1.National Board は、10 月の National Board Meeting において、1 年間の年次計画を発表しなければならない。
- 2.National Board は、National Council Meeting において、会員に対して活動報告を行わなければならない。

#### 第 19 条[Secretary の設置]

- 1.National Board Member は、職務遂行上の必要に応じて、特定業務に関する Secretary を設置し、自己の職域の一部を委ねることができる。
- 2.Secretary の設置には、National Board Meeting における承認を必要とする。
- 3.National Board Member は、Secretary を設置した場合、会員に対してその旨を告知しなければならない。

#### 第 20 条[チーム及び部の設置]

- 1.National Board Member は、職務遂行上の必要に応じて、会員を募って特定業務に関するチーム及び部を組織することができる。
- 2.National Board Member は、チームを設置した場合、National Board Meeting においてその旨を報告しなければならない。
3. 部の設置及び廃止には、National Board Meeting における承認を必要とする。

#### 第 21 条[ガイドライン]

- 1.National Board Member は、当団体の運営上必要な指針としてガイドラインを定めることができる。
- 2.ガイドラインの制定及び改廃は、National Board Meeting における承認及び National Council Meeting での承認を必要とする。

#### 第 22 条[National Board Member の罷免]

1. 各 Local Chapter 及びその会員は、National Board Member が本会則に反する行動をとった場合、National Council Meeting において当該 National Board Member の罷免を提案することができる。
2. 前項に基づき National Board Member の罷免が National Council Meeting に提案され、出席 Local Chapter の 3 分の 2 以上の賛成があった場合、当該 National Board Member は罷免される。

## 第 2 節 Secretary

### 第 2 3 条 [Secretary]

1. Secretary は、それぞれ配属された National Board Member の責任の下、その業務を補助する。
2. 各 National Board Member は、Secretary の補助業務上生じた全ての結果についてその責任を負う。
3. National Board Member が任期期限前に辞職し、又は職務遂行が長期不能に陥った場合は、Secretary が任期期限満了又は第 I 期に開催される National Council Meeting までの間、本会則の授権により職務を代行することができる。

## 第 3 節 チーム

### 第 2 4 条 [チーム]

1. チームは、リーダーの責任の下、特定業務に従事する会員によって構成される。
2. チームは、National Board Member の任期の終了とともに解散する。
3. チームリーダー又は National Board Member は、チームの活動内容を National Board Meeting 及び National Council Meeting において報告しなければならない。

### 第 2 5 条 [リーダー]

チームリーダーは、National Board Member 又は Secretary とする。

## 第 4 節 部

### 第 2 6 条 [部]

1. 部は、部長の責任の下、特定業務に従事する会員によって構成される。
2. 部は常設であり、本会則の定める手続きによらなければ廃止されない。
3. 部長又は National Board Member は、部の活動内容を National Board Meeting 及び National Council Meeting において報告しなければならない。

### 第 2 7 条 [部長]

1. 部長は部員により選任され、National Board Meeting において承認されることを必要とする。
2. National Board Member は、部長を罷免することができる。

### 第 2 8 条 [他の役職との兼任]

部長は Local Board 代表及び複数の部長職を兼ねることができない。

## 第 3 章 Local Chapter

### 第 2 9 条 [Local Chapter]

Local Chapter は、当団体が設置する支部であり、これに所属する会員によって構成される。

### 第 3 0 条 [Local Chapter の設立、廃止及び停止、並びに資格の再取得]

1. Local Chapter の設立及び廃止は、National Council Meeting の承認に基づいて行われる。
2. 設立、廃止及び停止、並びに資格の再取得の手続きに関する規定は、ガイドラインに定める。

### 第 3 1 条 [Local Chapter の義務]

1. Local Chapter は、National Board Meeting において、活動報告書を提出する義務を負う。National Board 事務総長が活動報告書の提出を求めた時も同様とする。
2. Local Board 代表は、National Board Meeting に出席する義務を負う。

3. Local Chapter は、当団体の全体企画に積極的に参加するとともに、当該 Local Chapter における活動の充実に努めなければならない。

#### 第 3 2 条 [Local Board]

1. Local Board は Local Chapter に設置され、次条以下に掲げる委員によって構成される。
2. 各 Local Chapter は、必ず代表、副代表、会計を選出しなければならない。
3. Local Board 副代表は、Local Board 代表が欠けた場合にその業務を代行する。

#### 第 3 3 条 [Local Board 代表]

Local Board 代表は Local Chapter の総責任者であり、主な職務は以下のものとする。

- ① Local Chapter 全体統括
- ② Local Chapter Meeting 主催

#### 第 3 4 条 [Local Board 副代表]

Local Board 副代表は Local Chapter の事務を統括し、主な職務は以下のものとする。

- ① Local Chapter 事務統括
- ② Local Chapter 企画統括
- ③ Local Chapter 物品・データベース管理
- ④ Local Chapter 名簿管理

#### 第 3 5 条 [Local Board 会計]

Local Board 会計の主な職務は以下のものとする。

- ① Local Chapter 会計業務統括
- ② National Chapter への会費、及び入金金拠出
- ③ National Board 財務統括との調整

#### 第 3 6 条 [Local Board 学術活動担当]

Local Board 学術活動担当の主な職務は以下のものとする。

- ① Local Chapter 学術活動統括
- ② National Board 学術活動担当との調整

#### 第 3 7 条 [Local Board 広報担当]

Local Board 広報担当の主な職務は以下のものとする。

- ① Local Chapter 内及び近隣の大学への宣伝活動統括
- ② Local Chapter 内及び近隣大学の他団体との渉外
- ③ Local Chapter の Official Website 管理

### 第 4 章 準 Local Chapter

#### 第 3 8 条 [準 Local Chapter]

準 Local Chapter は、当団体において Local Chapter に準ずる地位を有し、これに所属する会員によって構成される。

#### 第 3 9 条 [準 Local Chapter の設立及び廃止、並びにその存続期間]

1. 準 Local Chapter の設立及び廃止は、National Board Meeting の承認に基づいて行われる。
2. 設立及び廃止の手続きに関する規定は、ガイドラインに定める。
3. 準 Local Chapter の存続期間は最大 5 年間とし、それ以降は、当該準 Local Chapter の代表者により、ガイドラインに定める Local Chapter 設立の手続き、又は準 Local Chapter の資格喪失を準用する。

第 4 0 条[準 Local Chapter の義務]

1. 準 Local Chapter は、National Board Meeting において、活動報告書を提出する義務を負う。National Board 事務総長が活動報告書の提出を求めた時も同様とする。
2. 準 Local Chapter は、当団体の全体企画に積極的に参加するとともに、当該準 Local Chapter における活動の充実に努めなければならない。

第 4 1 条[準 Local Chapter の委員]

準 Local Chapter の委員の設置は、第 3 2 条から第 3 7 条において定められた Local Board に関する規定を準用するものとする。

第 5 章 委員会

第 4 2 条[委員会]

1. 会員は、委員を募って委員会を組織し、特定の事業・目的の達成に従事できる。
2. 委員会の設立は National Board Meeting の承認に基づいて行われる。
3. 設立及び廃止の手続き並びにその他必要な規定は、ガイドラインに定める。

第 3 編 議決機関

第 1 章 National Council Meeting

第 1 節 総則

第 4 3 条[National Council Meeting の開催時期]

1. National Council Meeting は以下に定める時期に開催される。ただし、これを以下の時期に開催すべきでない特段の事由が存在する場合には、National Board Meeting における承認によって、開催時期を変更することができる。

① 第 I 期 2 月 1 日から 3 月 2 0 日

② 第 II 期 9 月

2. National Board Meeting において前項の承認を行った場合、National Board 事務総長は会員に対し速やかにその旨を報告しなければならない。

第 4 4 条[National Council Meeting の出席義務者]

National Board と Local Board は、原則として National Council Meeting に出席しなければならない。

第 4 5 条[National Council Meeting の主催]

National Council Meeting は、前回の National Council Meeting によって承認を受けた Local Chapter がこれを主催する。

第 4 6 条[National Council Meeting の構成]

1. National Council Meeting では、全体会（たる Plenary）と分科会（たる Workshop）が開かれる。

2. National Council Meeting 分科会は、事前に開催することができる。

第 4 7 条[National Council Meeting 分科会の開催]

1. National Council Meeting 分科会は同じ役職を持つ者同士が開く分科会であり、ここでの決定事項は全体会によって承認されることによって効力を発する。

2. National Council Meeting 分科会では、以下の 5 つの分科会が開催される。

① 代表分科会

② 事務総長分科会

③ 財務統括分科会

④ 学術活動担当分科会

⑤ 広報担当分科会

#### 第 48 条[National Council Meeting 全体会の運営]

- 1.National Council Meeting 全体会は、National Council Meeting の全参加者によって構成される最高の議決機関である。
- 2.National Council Meeting 全体会の開催には、当団体の会員より選出された議長 1 名、書記 2 名を必要とする。
- 3.National Council Meeting 全体会が有効であるためには、Local Chapter の総数の 3 分の 2 以上の出席がなければならない。

#### 第 49 条[National Council Meeting 全体会の審議事項]

National Council Meeting 全体会では、以下に掲げる事項を決定又は承認することができる。

- ①National Board 又は Local Board によって提案された議案
- ②National Council Meeting 分科会の決定事項
- ③Local Chapter 又は会員のメンバーシップ及びその弾劾
- ④National Board の予算・決算
- ⑤本会則の変更
- ⑥National Board の選出罷免
- ⑦次回 National Council Meeting の主催 Local Chapter
- ⑧政策評議会
- ⑨ガイドラインの制定・改廃
- ⑩全体企画案
- ⑪協定

#### 第 50 条[議決]

1. 議決は、National Council Meeting 全体会にのみ存在する。
2. 投票権者は各 Local Chapter であり、各一票を有する。
3. 各議決事項は、全体会に出席した Local Chapter の過半数の賛成によって承認される。ただし、本会則の変更の承認には 3 分の 2 以上の賛成が必要である。

#### 第 51 条[全体企画案承認方法]

第 49 条第 10 号に掲げた全体企画案承認決議については、各 Local Chapter が有する 1 票を 3 点に分割し、0 点から 3 点の間で行使した上で、各 Local Chapter の有する点数を合計した点数の過半数をもって企画の承認とする。ただし、複数が競合したものについては、点数の高いものを承認とする。

#### 第 2 節 National Board Member の選出方法

##### 第 52 条[対象]

この節に掲げる規定の対象は、National Council Meeting における National Board Member の選出方法とする。

##### 第 53 条[選挙人]

選挙人は、第 5 条及び第 6 条に定める会員資格を有する者とする。ただし、選挙管理委員会を構成する者はこれを除く。

##### 第 54 条[被選挙人]

被選挙人は、第 5 条及び第 6 条に定める会員資格を有する者とする。

##### 第 55 条[選挙事務管理]

選挙事務管理は、全て選挙管理委員会がこれを行う。



#### 第 56 条[選挙管理委員会]

1. 選挙管理委員会は、選挙管理委員長と選挙管理委員によって構成される。
2. 選挙管理委員会を構成する者は、第 61 条に規定される定足数の算定から除外されるものとする。
3. 選挙管理委員会は、選挙終了後 1 週間以内に選挙結果を書面にて会員に公表し、これをもって解散する。

#### 第 57 条[選挙管理委員長]

1. 選挙管理委員長は、National Council Meeting を主催する Local Chapter から 1 名選出される。
2. 選挙管理委員長の選出にあたっては、第 66 条及び第 67 条において定められた National Board Meeting の議決方法を準用するものとする。
3. 選挙管理委員長は、別に定めるガイドラインに基づき、National Board 選挙が円滑に行われるように努めなければならない。

#### 第 58 条[選挙管理委員]

選挙管理委員は、各 Local Chapter から 1 名選出する。ただし、やむを得ず選出できない場合には、この限りではない。

#### 第 59 条[投票方法・形式]

1. 各選挙人は、National Board 各役職に対して 1 票ずつ投票する。
2. 投票用紙に正しく記入していない、議場閉鎖中に議場から退出する等、選挙管理委員会の指示に反した選挙人には、投票無効の処分が課せられる。
3. 投票は、選挙人が自ら National Council Meeting において、投票用紙に氏名が印刷された各役職の候補者のうち、その投票しようとする者 1 人に対して、投票用紙の記号を記載する欄に○の記号を記入して、これを投票箱に入れる方法によるものとする。
4. 投票用紙は別記第一とする。
5. その他の注意事項は、選挙管理委員会が投票前に各選挙人に明示する。

#### 第 60 条[事前投票]

1. National Council Meeting において National Board 選挙に出席することができない者は、全 National Board 立候補者の募集期間終了時から選挙の期日の前日までの間、選挙管理委員長を通じて、別記第二号様式により、事前投票を行うことができる。
2. 選挙管理委員長は、前項の事前投票について様式不備と判断した場合には、前項の期日内に、補正を求めなければならない。
3. 本条第一項の事前投票は、前項の規定に基づき補正がなされなければ、無効とする。
4. 本条に基づいて有効に事前投票を行った者は、当選挙に出席したものとみなす。

#### 第 61 条[定足数]

選挙は、選挙管理委員を除く当団体の総会員数の 3 分の 1 以上の出席をもってこれを行い、これに満たない場合には National Council Meeting 開催日から 30 日以内に再選挙を行うものとする。

#### 第 62 条[表決数]

1. 表決は、最低得票数を有効投票者数の 3 分の 1 とし、これを上回る場合には以下の基準で表決するものとする。ただし、棄権票が最多得票数を上回る場合には、選挙無効とし、前条の規定に従い再選挙を行うものとする。
2. 最低得票数を得た候補者が 1 名の場合、その候補者を当選人とする。ただし、立候補者が 1 名の場合は過半数の得票をもって当選とする。

3. 最低得票数を得た候補者が 2 名以上の場合、得票数でこれを決する。ただし、同数の場合、選挙管理委員会の立会いの下、当該候補者の抽選によって決するものとする。
4. いずれの候補者も最低得票数を得なかった場合、第 6 1 条の規定を準用し再選挙を行うものとする。ただし、立候補者が 3 名以上の場合は、得票数上位 2 名による決選投票を行い、同数の場合は選挙管理委員会立会いの下、抽選によって上位 2 名を確定し、決選投票を行うものとする。

## 第 2 章 National Board Meeting

### 第 6 3 条[National Board Meeting の主催]

National Board Meeting は、National Board 代表がこれを主催する。ただし、National Board 代表が不在の場合、National Board 副代表が代わってこれを主催することができる。

### 第 6 4 条[定足数]

National Board Meeting が有効であるためには、National Board および Local Chapter 総数の 3 分の 2 以上の出席がなければならない。

### 第 6 5 条[採決権]

各議題において、その議決を採るか否かは National Board Meeting 主催者が決定権を有する。

### 第 6 6 条[議決権]

National Board Meeting における議決権者は各 National Board Member および各 Local Chapter 代表であり、それぞれ 1 票を有する。ただし、National Board Member が提出した議題については National Board 全体で 1 票を有する。

### 第 6 7 条[議決]

National Board Meeting における議決は、過半数をもってこれを決する。

## 第 4 編 雑則

### 第 6 8 条[会計]

当団体が会員から会費等を集めて使用する場合は、原則として、別に定めるガイドラインに基づき National Board Meeting での承認をもって支出する。ガイドラインに規定のない項目については、それぞれ National Board Meeting での承認と National Council Meeting での承認をもって、特別会計として支出する。

### 第 6 8 条の 2 [繰越金]

1. 繰越金とは当該年度の(収入-支出)によって余ったお金のことを指す。
2. 繰越金は次年度の収入部門に前年度繰越収支差額として加えられる。
3. 繰越金は予算及び決算が赤字になった場合、又は特別会計額が一定金額を超えた場合に使用することができる。
4. 繰越金を使用する際にはそれぞれ National Board Meeting での承認と National Council Meeting での承認をもって、特別会計として支出する。

### 第 6 8 条の 3 [特別会計]

特別会計は上限を原則 5 万円とする。

### 第 6 9 条[協定]

1. National Board 代表は、他の団体との協力関係を構築するために協定を締結することができる。
2. 前項に基づき協定を締結する相手の団体は、以下に掲げる団体とする。

2018 年度 I 期

- ①他の法学生団体
- ②法務関係団体
- ③国際関係団体
- ④その他前3号に準ずる団体

3. 前2項に基づき締結された協定は、National Council Meeting での承認を経て正式に発効するものとする。

第70条[年度]

当団体における年度は、10月1日より翌年9月30日までとする。

第71条[施行]

この規則は成立後、直ちに施行するものとする。

別記第一号様式		
<b>投票用紙</b>		
所属大学 氏名		
〇〇年度〇期 National Council Meeting において、現在 National Board に立候補している候補者に対して以下の内容で投票します。		
役職	氏名	〇 記載欄
各役職の候補者のうち、投票しようとするものに対し〇を記入。		
〇年〇月〇日		

別記第二号様式

事前投票所属大学

氏名

〇〇年度〇期 National Council Meeting における National Board 選挙に参加できないために、現在 National Board に立候補している候補者に対して以下の内容で投票します。

役職	氏名	○記載欄

各役職の候補者のうち、投票しようとする者 1 人に対して、○の記号を記入。

年 月 日

成立:1996 年 12 月 22 日

最終改正:2017 年 9 月 9 日

施行:2017 年 9 月 10 日